

## ● 規程改正の概要

要 旨	専攻医の給与について権衡を図るため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則の一部改正（規程第●号）</p> <p>当機構においては、一般社団法人日本専門医機構に認定された専門研修プログラム（平成30年度から開始された新たな専門医制度）に基づく研修を受ける者を「専攻医」と位置付けている。</p> <p>上記研修を4年以上受けている専攻医に係る給与について権衡を図る必要があるため、所要の改正を行う。</p> <p>○ 改正内容</p> <p>(1) 別表5（会計年度任用職員専攻医等給料表）の「職務の級」に「4号給」を追加する。 医師として勤務した経験年数が「5年以上」（専攻医4年目）の階層を追加するもの。</p> <p>(2) その他、所要の規定の整備を行う。</p>
施行期日	令和3年4月1日から施行する。ただし、(2)により整備した規定については、令和2年4月1日から施行する。

# 会計年度任用職員就業規則 新旧対照表 (令和3年4月1日施行)

新		旧	
別表 5 (会計年度任用職員専攻医等給料表 第 24 条関係)		別表 5 (会計年度任用職員専攻医等給料表 第 24 条関係)	
職務の 級	1 級	職務の 級	1 級
備考		備考	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	444, 500 3 年未満	1	444, 500 3 年未満
2	480, 300 3 年以上 4 年未満	2	480, 300 3 年以上 4 年未満
3	525, 800 4 年以上 5 年未満	3	525, 800 4 年以上 _____
4	580, 100 5 年以上	-	_____
備考欄は、医師として勤務した経験年数。		医師として勤務した経験年数の区分に応じた号給とする。	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規医師 (5年以上) 給料月額： 708, 568円</li> <li>・ 正規医師 (6年以上) 給料月額： 718, 660円</li> </ul> </div>			

会計年度任用職員就業規則 新旧対照表 (令和2年4月1日施行)

新		旧																															
<p>(退職及び解職の交付)</p> <p>第11条 会計年度任用職員の退職及び解職の交付は、退職する場合は第7号様式による退職通知書を、解職する場合には第8号様式による解職通知書を理事長が交付して行うものとする。</p> <p>別表4 (無給休暇 第18条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休暇の種類</th> <th>期間又は取得基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>傷病休暇</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護休暇</td> <td>略</td> <td>次のいずれにも該当する者に限る。 ①～③ 略 取得単位は1日又は1時間単位とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		休暇の種類	期間又は取得基準	備考	略			傷病休暇	略		介護休暇	略	次のいずれにも該当する者に限る。 ①～③ 略 取得単位は1日又は1時間単位とする。	略			<p>(退職及び解職の交付)</p> <p>第11条 会計年度任用職員の退職及び解職の交付は、退職する場合は第7号様式による退職通知書を、解職する場合には第8号様式による解職通知書を病院長が交付して行うものとする。</p> <p>別表4 (無給休暇 第18条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休暇の種類</th> <th>期間又は取得基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>傷病休暇</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護休暇</td> <td>略</td> <td>次のいずれにも該当する者に限る。 ①～③ 略 取得単位は1日又は1時間単位とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		休暇の種類	期間又は取得基準	備考	略			傷病休暇	略		介護休暇	略	次のいずれにも該当する者に限る。 ①～③ 略 取得単位は1日又は1時間単位とする。	略		
休暇の種類	期間又は取得基準	備考																															
略																																	
傷病休暇	略																																
介護休暇	略	次のいずれにも該当する者に限る。 ①～③ 略 取得単位は1日又は1時間単位とする。																															
略																																	
休暇の種類	期間又は取得基準	備考																															
略																																	
傷病休暇	略																																
介護休暇	略	次のいずれにも該当する者に限る。 ①～③ 略 取得単位は1日又は1時間単位とする。																															
略																																	

別表 7 (職種別の職務の級及び号給 第 25 条関係)

一 事務職給料表

職種	職種の種類	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
事務補助	事務補助	高校卒	1	1	1	9
	事務補助 (建築・電気)	高校卒	1	1	1	93
医療事務補助		高校卒	1	1	1	17
技術補助	社会福祉士	大学卒	1	17	1	19
	精神保健福祉士	大学卒	1	17	1	19
	心理	大学卒	1	17	1	33
	保育士	短大卒	1	9	1	9

別表 7 (職種別の職務の級及び号給 第 25 条関係)

一 事務職給料表

職種	職種の種類	学歴免許等	基礎号給		上限	
			職務の級	号給	職務の級	号給
事務補助	事務補助	高校卒	1	1	1	9
	事務補助 (建築・電気)	高校卒	1	1	1	93
医療事務補助		高校卒	1	1	1	17
技術補助	社会福祉士	大学卒	1	1	1	19
	精神保健福祉士	大学卒	1	1	1	19
	心理	大学卒	1	1	1	33
	保育士	短大卒	1	1	1	9